

議 第 6 5 号

令和 3 年 2 月 1 9 日提出

熊本市道路の構造の基準等を定める条例の一部改正について

熊本市道路の構造の基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市道路の構造の基準等を定める条例の一部を改正する条例

熊本市道路の構造の基準等を定める条例（平成 2 4 年条例第 1 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「並びに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 3 5 年総理府・建設省令第 3 号。以下「命令」という。）第 3 条の 2」を削る。

第 3 条を次のように改める。

（道路の構造の技術的基準）

第 3 条 法第 3 0 条第 3 項の規定により条例で定める技術的基準は、道路構造令（昭和 4 5 年政令第 3 2 0 号）第 4 2 条第 2 項に規定する基準（同令の改正に際し定められた同項に係る経過措置に規定する基準を含む。）とする。

第 4 条から第 4 9 条までを削る。

第 5 0 条中「及び命令第 3 条の 2」を削り、「命令の」を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 3 5 年総理府・建設省令第 3 号）の」に改め、同条を第 4 条とし、第 5 1 条を第 5 条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部

○熊本市道路の構造の基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 26 日条例第 111 号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（趣旨） 第 1 条 この条例は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 24 条の 3、第 30 条第 3 項、第 45 条第 3 項及び第 48 条の 3 _____ _____の規定に基づき、道路（本市が管理する県道及び市道に限る。以下同じ。）を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準等を定めるものとする。 （有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関する標識） 第 2 条 法第 24 条の 3 に規定する条例で定める道路に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。 (1) 駐車料金の額 (2) 駐車することができる時間 (3) 駐車料金の徴収方法 (4) 割増金の徴収に関する注意事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要と認められる事項 2 前項の標識は、自動車駐車場又は自転車駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。 （道路の構造の技術的基準） 第 3 条 法第 30 条第 3 項の規定により条例で定める技術的基準は、道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）第 42 条第 2 項に規定する基準（同令の改正に際し定められた同項に係る経過措置に規定する基準を含む。）とする。 【削る】 （道路標識の寸法） 第 4 条 法第 45 条第 3 項 _____に規定する条例で定める道路標識の寸法は、<u>道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号）</u>の定めるところを参酌して、規則で定める。この場合において、道路の設計速度及び形状、交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を勘案して、本文に規定する	（趣旨） 第 1 条 この条例は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 24 条の 3、第 30 条第 3 項、第 45 条第 3 項及び第 48 条の 3 <u>並びに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年総理府・建設省令第 3 号。以下「命令」という。）第 3 条の 2</u>の規定に基づき、道路（本市が管理する県道及び市道に限る。以下同じ。）を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準等を定めるものとする。 （有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関する標識） 第 2 条 法第 24 条の 3 に規定する条例で定める道路に附属する自動車駐車場又は自転車駐車場に設ける標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。 (1) 駐車料金の額 (2) 駐車することができる時間 (3) 駐車料金の徴収方法 (4) 割増金の徴収に関する注意事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関し必要と認められる事項 2 前項の標識は、自動車駐車場又は自転車駐車場を利用しようとする者の見やすい場所に設けなければならない。 （道路の構造の技術的基準） 第 3 条 法第 30 条第 3 項に規定する条例で定める道路を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準は、次条から第 49 条までに定めるところによる。 第 4 条～第 49 条 【略】 （道路標識の寸法） 第 50 条 法第 45 条第 3 項<u>及び命令第 3 条の 2</u>に規定する条例で定める道路標識の寸法は、<u>命令</u> _____の定めるところを参酌して、規則で定める。この場合において、道路の設計速度及び形状、交通の状況並びに沿道の土地利用の状況等を勘案して、本文に規定する規

規則で定める寸法を縮小する必要があると認められるときは、道路の通行者又は利用者が道路標識の表示の内容を容易に視認できる範囲内で、規則で定めるところにより、当該寸法を縮小することができる。 (立体交差とすることを要しない場合) 第5条 法第48条の3ただし書に規定する条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 当該交差が一時的である場合 (2) 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合	規則で定める寸法を縮小する必要があると認められるときは、道路の通行者又は利用者が道路標識の表示の内容を容易に視認できる範囲内で、規則で定めるところにより、当該寸法を縮小することができる。 (立体交差とすることを要しない場合) 第51条 法第48条の3ただし書に規定する条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 当該交差が一時的である場合 (2) 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合 附 則 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 附 則（令和元年10月2日条例第32号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の県道及び市道については、この条例による改正後の第8条の2並びに第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正)
- 2 熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年条例第112号）の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「熊本市道路の構造の基準等を定める条例（平成24年条例第111号。以下「構造条例」という。）第12条第3項」を「道路構造令第11条第3項」に改め、同条第2項中「構造条例第11条第2項」を「道路構造令第10条の2第2項」に改める。

【附則第 2 項関係】

○熊本市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成 2 4 年条例第 1 1 2 号）新旧対照表

改正後（案）	現行
（用語の定義） 第 2 条 この条例における用語の意義は、法第2条、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条(第4号及び第13号に限る。)及び道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。 (1) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設(横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。)に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。 (2) 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。 (3) 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。 （有効幅員） 第 4 条 歩道の有効幅員は、<u>道路構造令第 1 1 条第 3 項</u>に規定する幅員の値以上とするものとする。 2 自転車歩行者道の有効幅員は、<u>道路構造令第 1 0 条の 2 第 2 項</u>に規定する幅員の値以上とするものとする。 3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。	（用語の定義） 第 2 条 この条例における用語の意義は、法第2条、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条(第4号及び第13号に限る。)及び道路構造令(昭和45年政令第320号)第2条に定めるもののほか、次に定めるところによる。 (1) 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設(横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下同じ。)に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。 (2) 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。 (3) 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。 （有効幅員） 第 4 条 歩道の有効幅員は、<u>熊本市道路の構造の基準等を定める条例（平成 2 4 年条例第 1 1 1 号。以下「構造条例」という。）第 1 2 条第 3 項</u>に規定する幅員の値以上とするものとする。 2 自転車歩行者道の有効幅員は、<u>構造条例第 1 1 条第 2 項</u>に規定する幅員の値以上とするものとする。 3 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。